

令和9年度
彦根市入札参加資格審査申請マニュアル
(建設工事)

令和8年4月
彦根市契約監理室

1 はじめに

彦根市が発注する建設工事の入札等に参加を希望される方は、「滋賀県市町競争入札参加資格審査申請マニュアル」に基づくほか、以下の内容にご留意いただき申請手続きを行ってください。

2 申請対象者

令和9年度に彦根市が発注する建設工事の競争入札等に参加を希望するすべての方

3 地域区分および資格の有効期間

地域区分によって資格有効期間が異なりますので、ご注意ください。

地域区分	詳細	有効期間
市内本店業者	彦根市内の本店で登録を希望される方	令和9年5月1日から 令和10年4月30日までの 1年間
準市内業者	彦根市内の営業所等を受任者として登録を希望される方	
県内業者	・彦根市を除く滋賀県内の本店で登録を希望される方 ・彦根市を除く滋賀県内の営業所等を受任者として登録を希望される方	令和9年5月1日から 令和11年4月30日までの 2年間
県外業者	・滋賀県外の本店で登録を希望される方 ・滋賀県外の営業所等を受任者として登録を希望される方	

4 審査基準日

直前決算日

※ 格付にかかる審査の基準日については別の日となる場合もあります。

5 入札参加資格要件

審査基準日において、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

(1) 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと、および破産者で復権を得ない

者でないこと。

(2) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 次のいずれかに該当する者でないこと。

(ア) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者

(イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

(オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(4) 以下に定める届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

(5) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けている建設業者で、参加希望工事に対応する許可業種について、審査基準日において許可を取得していること。支店、営業所等で登録を申請する場合は、当該支店、営業所等で許可を受けていること。

(6) 参加希望工事に対応する許可業種について、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けており、かつ、同法第27条の29に規定する総合評定値に係る通知の請求を行っていること。(ただし、申請時に通知を受けていること。)

(7) 国税および地方税を完納していること。

(8) 建設業退職金共済制度または中小企業退職金共済制度に加入していること。

(9) 労働者災害補償保険法および雇用保険法の規定により当該保険に加入が義務付けられている者については、これに加入していること。

6 市内の支店・営業所等(準市内)の登録要件

彦根市内の営業所等(準市内)で申請をされる場合は、上記 5 の要件に加え、下記の要件を満たす必要があります。提出書類等で要件の確認ができない場合は「市外業者」としての登録となります。また、適宜現地調査を行い、登録要件の遵守状況を確認させていただくことがあります。

(1) 営業所等について、独立した事務所機能があり、事務ができる設備(机、椅子、複写機等の事務用機器および電話、ファクシミリ等の通信用機器)が設置されていること。また、事務所の所在を明らかにするため、看板、表札等が設置されていること。

(2) 事務所に常駐職員(管理責任者および専任技術者を含む。)が配置されていること。

※ 常駐とは、週 30 時間以上営業所等に勤務していること。

(3) 営業所等の長が、代表者から委任を受け、市長と直接的に契約を締結できること。

(4) 法令により、技術者の配置が必要とされる業種にあつては、1人以上の技術者の配置がされていること。

7 参加希望工事種別

(1) 彦根市では、建設業法の 29 業種に応じた希望工事種別となっており、最大 2 業種まで登録できます。

(2) 参加を希望する建設工事の種類ごとに建設業の許可および経営事項審査を受けている必要があります。

(3) 支店・営業所等で入札参加を希望される場合は、その支店・営業所等で希望する工事部門の建設業の許可を有している必要があります

(4) 舗装工事を希望される場合は、舗装施工管理技術者(1 級、2 級は不問)の資格を有する常勤技術者が1名以上在籍していることが条件となります。

【希望工事種別一覧】

土木一式工事	鋼構造物工事	熱絶縁工事
建築一式工事	鉄筋工事	電気通信工事
大工工事	舗装工事	造園工事
左官工事	しゅんせつ工事	さく井工事
とび・土工・コンクリート工事	板金工事	建具工事
石工事	ガラス工事	水道施設工事
屋根工事	塗装工事	消防施設工事
電気工事	防水工事	清掃施設工事
管工事	内装仕上工事	解体工事
タイル・れんが・ブロック工事	機械器具設置工事	

8 格付区分

彦根市では、**市内業者（市内本店、準市内）**について、次の工事種別に格付区分を設けています。

格付の基準は、末尾の別表のとおりです。

詳しくは、「彦根市建設工事入札参加者の格付および選定基準要領」をご覧ください。

【格付を行う工事種別】

土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事、水道施設工事

9 技術職員の取扱いについて

彦根市では、技術職員 1 人につき、登録できる参加希望種別の数 に制限を設けていません。

その他の取扱いは「滋賀県市町競争入札参加資格審査申請マニュアル」の共通事項のとおりです。

10 年度途中の随時受付及び希望業種の追加・変更

年度途中における入札参加資格審査申請の随時受付は行いません。

また、年度途中における委任先、入札参加希望業種の追加、変更は認めませんが、削除、取下げは認めます。

II 電子申請に当たっての留意事項

(1) 経審情報

滋賀県に提出する経営事項審査の「総合評定値通知書の写し」に記載されている事項のうち、参加希望工事種別に係る総合評定値P・完成工事高平均・評点X1・Zおよび共通の評点X2・Y・Wを入力してください。

彦根市内の本店で登録をする方については、次のいずれかに該当する場合は、指定する項目も併せて入力してください。

(ア) 希望業種が土木一式工事の場合

とび・土工・コンクリート工事に係る完成工事高平均および評点X1

(イ) 希望業種が建築一式工事の場合

大工工事に係る完成工事高平均および評点X1

(2) 彦根市個別情報登録(工事)

① 業者番号

彦根市の業者番号(6桁)を入力してください。業者番号は、彦根市ホームページ「入札参加資格者名簿」に掲載しています。はじめて彦根市に申請される場合は、「0(ゼロ)」を1桁入力してください。

② 1級舗装施工管理技術者の人数、2級舗装施工管理技術者の人数

舗装工事を希望する場合は、必ず「1級舗装施工管理技術者の人数」、「2級舗装施工管理技術者の人数」を入力してください。いずれかに1名以上の技術者がいない場合は登録できません。

③ 路面標示施工技能士の人数

塗装工事のうち、路面標示を希望する場合は、「路面標示施工技能士の人数」を入力してください。1名以上の技術者がいない場合は該当工事において指名しません。

④ 発注者別評価事項(ISO9001の取得～彦根市消防団員である従業員有無)

格付に使用しますので、市内本店業者のみ入力してください。

発注者別評価事項の申請方法・要件等については「10 発注者別評価事項の要件(市内本店業者のみ対象)」を参照してください。

12 発注者別評価事項の要件【市内本店業者のみ対象】

(1) ISO認証取得 (ISO9001、ISO14001)

- ・申請方法・要件等は、「滋賀県市町入札参加資格審査申請マニュアル」の共通事項のとおり
- ・加算点数:ISO9001 (8点)、ISO14001 (8点)

(2) エコアクション21、KESの認証・登録

- ・申請方法・要件等は、「滋賀県市町入札参加資格審査申請マニュアル」の共通事項のとおり
- ・加算点数:エコアクション21 (5点)、KES (5点)

(3) 障害者雇用

- ・申請方法・要件等は、「滋賀県市町入札参加資格審査申請マニュアル」の共通事項のとおり
- ・加算点数:1人雇用の場合 (2点)、2人以上雇用の場合 (4点)

(4) 防災協定等の締結

- ・申請方法は「滋賀県市町入札参加資格審査申請マニュアル」の共通事項のとおり
- ・要件等は次のとおり
 - (ア) 締結の相手方が彦根市であること。
 - (イ) 申請日以前に締結し、申請日において引き続き締結していること。
 - (ウ) 社団法人等(建設業協会等の団体)が防災協定を締結している場合は、申請日以前の当該団体に加盟し、申請日において引き続き締結していること。
 - (エ) 彦根市内の活動が協定の対象となっていること。
- ・加算点数 (5点)

(5) 人権研修

- ・申請方法は「滋賀県市町入札参加資格審査申請マニュアル」の共通事項のとおり
- ・要件等は次のとおり
 - (ア) 事業主または雇用している者が、審査基準日の直前1年間に彦根市または滋賀県主催の人権に関する研修会に参加したこと
 - (イ) 対象とする研修は、(10)に該当するものを除く、彦根市・彦根市教育委員会・滋賀県・滋賀県教育委員会主催の研修および彦根市内で開催される人権のまちづくり懇談会
- ・加算点数 (3点)

(6) 保護観察対象者等の就労支援

- ・申請方法・要件等は、「滋賀県市町入札参加資格審査申請マニュアル」の共通事項のとおり
- ・加算点数:協力雇用主の登録 (3点)、保護観察対象者等の雇用 (6点)

(7) 女性技術者の雇用

- ・申請方法・要件等は、「滋賀県市町入札参加資格審査申請マニュアル」の共通事項のとおり
- ・加算点数:1人の雇用につき (2点)、最大3人雇用まで (6点)

(8) 彦根市消防団員の雇用または消防団協力事業所認定

- ・団員の要件については、「滋賀県市町入札参加資格審査申請マニュアル」の共通事項のとおり。
- ・彦根市消防本部消防総務課を通じて、消防団協力事業所認定および団員数の確認を行いますので、消防団員証の写しや消防団員任命状況確認書等の確認書類の提出は不要です。
- ・彦根市消防本部消防総務課から、消防団員である従業員の方に対し、個人情報等を入札参加資格審査に利用することについて、同意等を求められる場合(同意書へのサイン等)があります。
- ・要件等は次のとおり

資格の審査の申請をする日の属する年度の1月1日において以下のいずれかに該当する場合(2項目を重複して加点することはありません。)

(ア) 消防団に入団している者を雇用している。

(イ) 消防団協力事業所の認定を受けている。

- ・加算点数:消防団員1名を雇用 (5点)

消防団協力事業所の認定 (5点)

消防団員2名を雇用 (10点)

※該当する項目が複数ある場合は、一番点数の高い項目で加算

(9) 入札参加停止措置

- ・提出書類やシステムへの入力する必要はありません。
- ・要件等は次のとおり

資格の審査の申請をする日の属する年度の1月1日の直前1年間において彦根市が行った彦根市入札参加停止措置に関する要綱(令和元年彦根市告示第104号)に基づく入札参加停止措置を受けた場合

- ・加算点数:入札参加停止措置期間に応じて次のとおり

入札参加停止措置期間	点数
1 月未満	- 5 点
1 月以上 2 月未満	-10 点
2 月以上 3 月未満	-20 点
3 月以上 6 月未満	-30 点
6 月以上 12 月未満	-50 点
12 月以上	-70 点

(10) 男女共同参画に関するもの

- ・彦根市企画課女性活躍推進室を通じて確認を行いますので、提出書類やシステムへの入力が必要はありません。
- ・彦根市企画課女性活躍推進室から、講座等の受講者の方に対し、個人情報等を入札参加資格審査に利用することについて、同意等を求められる場合(同意書へのサイン等)があります。
- ・要件等は次のとおり
資格の審査の申請をする日の属する年度の1月1日の直前1年間において以下のような取組をした場合
 - (ア) 彦根市男女共同参画センター主催のセミナーに参加した場合
 - (イ) 彦根市の出前講座を活用し、研修会等を開催した場合
 - (ウ) 彦根市男女共同参画地域推進員が実施する講座に参加した場合
- ・加算点数:(3 点)

(11) 工事成績

- ・提出書類やシステムへの入力が必要はありません。
- ・対象工事は、彦根市が発注する工事のうち次の全てに該当するもの
 - (ア) 格付を実施する工種
 - (イ) 当初請負金額 500 万円以上の工事
 - (ウ) 工事成績評定を行った工事
 - (エ) 資格の審査の申請をする日の属する年度の1月1日の直前4年間の間にしゅん工検査が終了している工事
- ・加算点数:次の計算式のとおり (直前4年間の評定点の平均値-65)×5

13 その他

- (1) 受付担当職員が、申請者個別の希望に沿うように申請内容について指導することはありません。

申請者の責任により作成・入力し、申請してください。

(2) 複数の申請はできません。例えば、複数の営業所に委託することや、営業所へ委任した場合に営業所と本店で同時に申請すること等はできません。

(3) 申請内容および添付書類について、重要な事実に係る虚偽の申請等があった場合は、入札参加停止または入札参加資格の取消し等の措置を執ることがあります。

(4) 有資格者名簿の公表

申請に基づき作成した「入札参加有資格者名簿」は、申請対象年度の5月1日より彦根市ホームページにおいて公表します。公表内容は、商号または名称、代表者職・氏名、所在地、(建設業)許可区分・格付区分、および希望工種です。

なお、審査完了・登録完了等の通知は行いませんのでご了承ください。

(5) 電子入札について

契約監理室が公告、発注する建設工事の入札に参加しようとする場合は、電子入札システムへの登録が別途必要です。新規の方、または登録がお済みでない方は、電子入札の登録をしてください。電子入札システムに利用者登録のない場合は、原則として入札に参加できません。

なお、紙入札での対応は、入札参加者のICカードの再発行や再取得の申請中、使用するパソコンの故障等特段の事情がある場合に限られますので、ご留意願います。

お問い合わせ先

彦根市 総務部 契約監理室

電話:0749-30-6110(直通)

FAX:0749-22-1397(直通)

※電話および窓口の受付は、平日の午前9時から午後4時45分まで

建設工事の格付区分

■有資格技術者と格付区分（監理＝監理技術資格者）

土木一式工事

区分	審査事項評点数	1級	2級	その他	監理
A	880以上	5人以上			3人以上
		4人以上	1人以上		3人以上
		3人以上	2人以上		3人以上
B	780以上	3人以上			
		2人以上	1人以上		
		1人以上	2人以上		
C	700以上	2人以上			
		1人以上	1人以上		
			2人以上		
D	600以上	2人以上			
		1人以上	1人以上		
			2人以上		
E	600未満	1人以上			
			1人以上		

建築一式工事

区分	審査事項評点数	1級	2級	その他	監理
A	730以上	2人以上			
		1人以上	1人以上		
			2人以上		
B	730未満	1人以上			
			1人以上		

電気工事

区分	審査事項評点数	1級	2級	その他	監理
A	730以上	2人以上			
		1人以上	1人以上		
			2人以上		
B	730未満	1人以上			
			1人以上		

管工事

区分	審査事項評点数	1級	2級	その他	監理
A	730以上	2人以上			
		1人以上	1人以上		
			2人以上		
B	730未満	1人以上			
			1人以上		

舗装工事

区分	審査事項評点数	1級	2級	その他	監理
A	730以上	2人以上			
		1人以上	1人以上		
			2人以上		
B	730未満	1人以上			
			1人以上		

※ 上記に加え、舗装施工管理技術者が技術職員のうちに1名以上いることを格付の要件とします。

造園工事

区分	審査事項評点数	1級	2級	その他	監理
A	730以上	2人以上			
		1人以上	1人以上		
			2人以上		
B	730未満	1人以上			
			1人以上		

水道施設工事

区分	審査事項評点数	1級	2級	その他	監理
A	730以上	2人以上			
		1人以上	1人以上		
			2人以上		
B	730未満	1人以上			
			1人以上		

各業種とも、1級、2級、監理技術資格者証保有者数の人数の組合せにより格付を行っています。